

宮島口旅客ターミナル駐車場定期利用許可申請書

次のとおり宮島口旅客ターミナル駐車場の定期利用を許可してください。

年 月 日

広島県知事 様
(廿日市市長)

申請者 住 所
氏 名

(法人にあっては事務所の所在地,
名称及び代表者の氏名
連絡先)

1	車 両 所 有 者	住所	氏名
2	車 両 番 号		
3	車両の大きさ		
4	利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
5	定 期 利 用 者	住所	氏名
6	利用者連絡先	() —	

(発行条件)
裏面のとおりに

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

発行条件

- 1 駐車枠は個別に指定しません。満車で駐車場に空きがない場合は、空くまで入庫をお待ちいただくようになります。
- 2 自動車の保管場所の証明はしません。
- 3 駐車する車両は、積載物又は取付物を含め長さ5.00m以下、幅1.90m以下、高さ2.10m以下、車両総重量2.00t以下、最低地上高15cm以上です。
- 4 駐車場内における事故、紛失、盗難等に対しては、責任を負いません。
- 5 料金は利用開始前の一括前納とし、中途解約や返金には応じません。
- 6 駐車場内無料EV充電器の使用は禁止します。
- 7 次の各号の一に該当する場合は、許可を取り消すことがあります。
 - ア 申請者以外の利用や申請と異なる車両の利用を認めたとき。
 - イ 港湾施設の安全かつ効率的な利用を図る必要が生じるとき、その他の公益上必要があると認めるとき。
 - ウ 偽りその他不正手段により許可を受けたとき。
 - エ 広島県港湾施設管理条例又は許可の条件に違反したとき。
 - オ 故意又は過失により施設を荒廃させ、又はき損したとき。
- 8 許可の取消しによる損失は、保障しません。
- 9 駐車場内では以下の事項を厳守してください。
 - ア 速度は8 km/時以下で徐行すること。
 - イ 追い越しをしないこと。
 - ウ 出庫する車両の通行を優先すること。
 - エ 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
 - オ 標識の表示又は係員の指示に従うこと。
 - カ 所定の位置以外で喫煙したり、又は火気を使用しないこと。
 - キ 紙屑、ぼろ切れ及び吸い殻等の放置、立小便の不衛生な行為をしないこと。
 - ク 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
 - ケ 場内において宿泊しないこと。
 - コ 場内において車両洗淨、修理を行わないこと。
 - サ 場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損害を与え又はその他の事故が発生したときは、直ちに場内掲示の緊急連絡先又は係員に届け出ること。
 - シ 駐車中は必ずエンジンを停止し、周辺環境のため無駄な空ブカシを行わないこと。
 - ス 車両を離れるときは窓を閉め、扉及びトランクには施錠して盗難防止に努め、また、貴重品等を車内に置かないこと。
 - セ 場内においては営業行為及び演説、宣伝、募金、署名活動その他公安を害する行為を絶対にしないこと。
 - ソ その他業務又は他の利用者の妨げになる行為をしないこと。